

板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2023 の策定について

1 計画策定の目的と根拠

平成 28 (2016) 年に策定した板橋区地域保健福祉計画「地域でつながるいたばし保健福祉プラン 2025」(以下「地域保健福祉計画」)は保健・福祉分野における基礎的な計画として高齢者保健福祉計画(老人福祉計画)を包含し、分野別の将来像、基本目標を掲げ、関連施策を推進してきた。

そのような中、平成 29(2017)年5月の社会福祉法が改正され、市町村の地域福祉計画が各福祉分野における上位計画として位置づけられたことから、平成 31(2019)年1月に地域保健福祉計画を改定して各福祉分野を超えて取り組むべき事項を掲載し、地域共生社会の実現に向けた取組を進めている。

令和 2 (2020)年度は、第 7 期計画に相当する「板橋区介護保険事業計画 2020」の最終年度であることから、令和 3 (2021)年度から令和 5 (2023)年度までを計画期間とする次期計画として第 8 期介護保険事業計画を策定するにあたり、区の高齢者福祉の基本方針を定める高齢者保健福祉計画を併せて策定する。

2 板橋区における高齢化の現況と将来推計

板橋区の65歳以上の高齢者人口は、介護保険制度が開始された平成12(2000)年当時は約72,700人であったが、令和 2 (2020)年3月時点で現在は約132,000人となり、高齢化率も約14%から約23%に上昇している。また、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者が増加しているほか、要介護認定者数は25,000人を超え、介護保険給付額は令和 2 年度当初予算で約410億円となっている。

平成31(2019)年1月に改定された「板橋区人口ビジョン(2020年~2045年)」によると、団塊世代が全て後期高齢者となる令和 7 (2025)年には、高齢者人口は138,776人、うち後期高齢者は高齢者全体の約60%を占める81,879人、高齢化率は23.7%になると予測されている。また、団塊ジュニアが高齢者となる令和22(2040)年には、高齢者人口は161,369人、うち後期高齢者は83,995人となり、高齢化率は27.8%に達すると推計されている。

3 国の動き

国は、「基本指針」において、第6期（平成27年度～29年度）以降の市町村介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」として位置付け、令和7（2025）年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。

特に、第8期計画（令和3（2021）年度～5（2023）年度）においては、第7期計画（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）における目標や具体的な施策を踏まえ、令和7（2025）年をめざした地域包括ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する令和22（2040）年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて位置付けることが求められるとしている。

そして、第8期計画において記載を充実する事項（案）として、以下の事項が挙げられている。

1. 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
2. 地域共生社会の実現
3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
5. 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
6. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
7. 災害や感染症対策に係る体制整備

また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和元年6月に公布され、区市町村には高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等が求められるようになっている。

4 計画の構成と主な記載項目

本計画は、大きく3つの構成に分けて記述する。

（1）総論

計画の基本理念や将来像、基本目標などのほか、高齢者人口の将来推計や地域資源等を中心に記述する。

また、地域共生社会やSDGs（持続可能な開発目標）についての考え方も記述する。

（2）高齢者保健福祉施策

超高齢社会では、介護を必要とする高齢者ばかりではなく、介護を必要としない元気高齢者や、元気高齢者と要介護高齢者の間に位置するフレイル（虚弱）な高齢者も存在するなど、高齢者の身体状態の区分は実に多様である。

そのため、改定前の地域保健福祉計画における高齢者分野（高齢者保健福祉計画）についてローリングを行い、福祉分野の上位計画となった改定後の地域保健福祉計画との整合・連携を図るとともに、「人生100年時代」とも称されるもとの高齢者施策を取り巻く今日的な課題を踏まえることとする。

また、高齢者保健福祉施策の大部分を包括的に具現化する「板橋区版AIP」をはじめ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、成年後見制度利用促進基本計画の策定、フレイル予防など、高齢者施策に関する最近の区の動向も漏れなく網羅し体系化を行う。

(3) 介護保険事業

高齢者が住み慣れた地域の中でいつまでも自分らしく安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざす「板橋区版A I P」の深化・推進のためには、その根幹を成す地域包括ケアシステムを構築するために重要な介護サービス等の提供体制の整備や地域のつながりの強化等が必要となる。

地域包括ケアシステムは、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた基盤のひとつとなり得るものとして期待されているが、一方では、介護人材の不足など介護保険制度の持続可能性に関わる課題も浮き彫りになってきている。

これらを踏まえて、これまで地域包括ケアシステム構築の達成時期の目標として定めた令和7(2025)年はもとより、高齢者数がピークを迎える局面となり、現役世代人口の急減に直面する令和22(2040)年を見据えた地域共生社会の実現に向けた取組の推進（板橋区版A I Pの深化・推進）を計画の柱に据える。

5 区民参加

(1) 介護保険ニーズ調査等の実施

区の元気高齢者及び要支援・要介護認定者の生活実態、生活自立度、介護サービスの利用状況、サービスに対するニーズ等を調査し、属性別、日常生活圏域別に集計して計画策定の基礎資料とする。また、区内の介護保険サービス事業所の経営・人材確保の状況、運営にあたっての課題等についても調査し、各サービスの供給量確保等に係る課題の整理・施策検討の資料とする。

調査名	対象者	抽出数	回収率	調査方法・期間
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	・元気高齢者及び事業対象者（元気チェックリストで生活機能の低下がみられると判定を受けたことのある方） ・要支援1・2の認定を受けている高齢者	5,000名	57.7%	アンケート調査（郵送）
介護保険ニーズ調査	・要介護1・2の認定を受けている高齢者 ・要介護3～5の認定を受けている高齢者	2,000名 2,400名	41.2%	令和元年 11月20日 ～12月10日
介護サービス事業所調査	区内介護保険事業者	750事業所	53.3%	
在宅介護実態調査	在宅で生活している要支援・要介護認定者のうち、調査期間中に更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方	（協力者数） 644名	—	聞き取り調査 平成31年4月1日 ～令和2年3月31日

(2) 介護保険サービス利用実態意向調査の実施

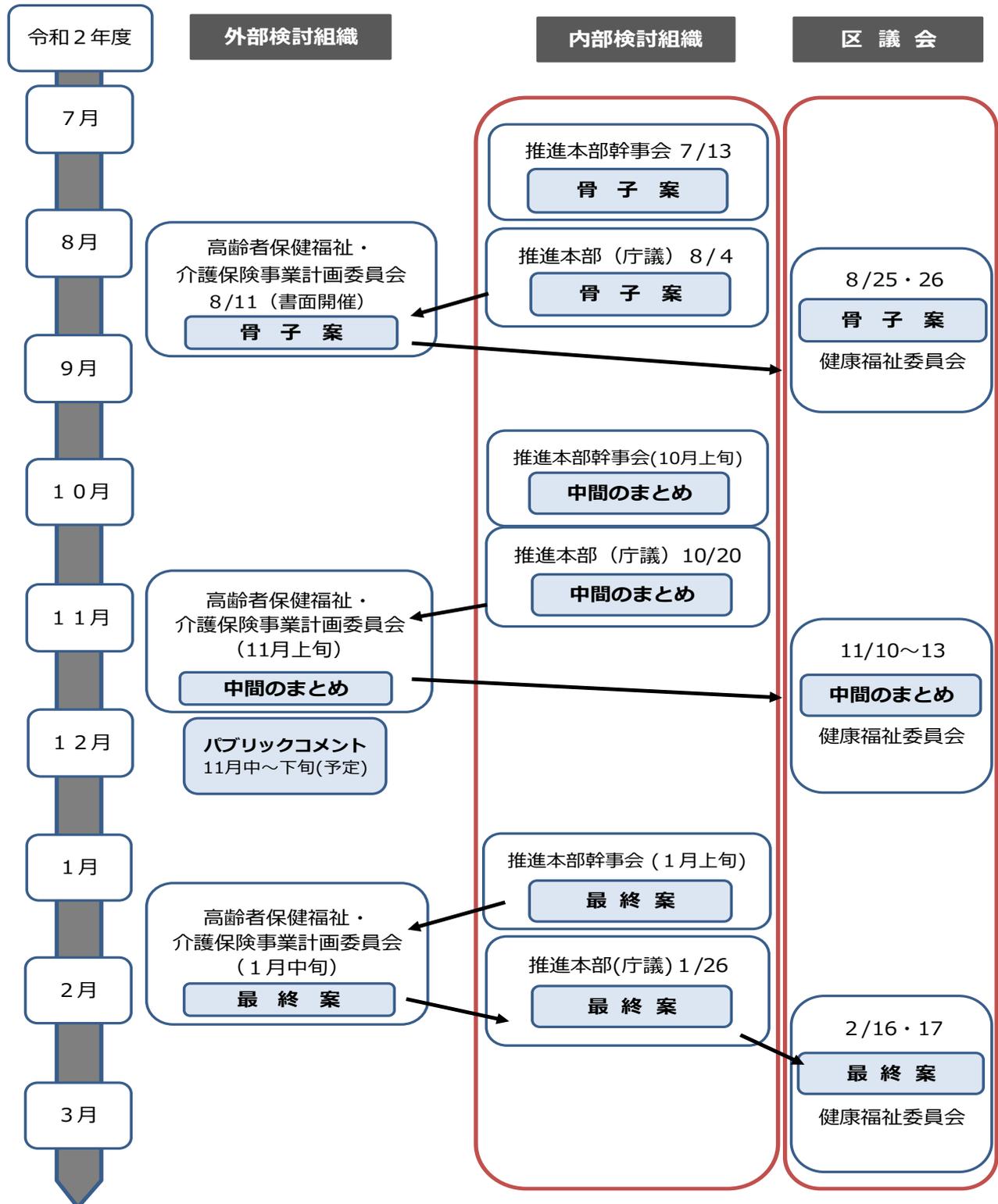
- ①調査対象：要介護認定を受けながら、介護保険サービスを利用していない方
- ②調査方法：アンケート調査（郵送）
- ③調査期間：平成30年11月12日～11月30日 回収率：57.7%

(3) パブリックコメントの実施

「中間のまとめ」について、令和2年11月頃実施予定

(4) 高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会委員に公募委員（2名）

6 策定までの流れ（スケジュール）



※推進本部＝高齢者保健福祉・介護保険制度推進本部

※介護基盤検討部会及び地域包括ケアシステム検討部会については、必要に応じて開催する。

板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2023